AIG

動産総合保険

パンフレット

AIG損保



動産総合保険

2020.10版	2021年1月1日以降保険始期契約用

動産総合保険の概要

動産総合保険は、事業用の什器(じゅう)・備品、機械、器具、商品または個人所有のカメラなどの動産を対象とした総合保険です。
運送中や使用中の破損や盗難など、偶然な事故による損害を補償します。

幅広い損害を補償

偶然な事故による損害を補償します。

（約款で定めている「保険金を支払わない場合」に該当する事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。）

火災・落雷による損害だけでなく、盗難、商品の荷崩れによる破損や漏水による損害、
または運送中の破損など、幅広い損害に備えることができます。

切れ目のない補償

保管中や展示中、さらには運送中も補償します。

保管中だけでなく、展示中や運送中、事業用の機材の持ち出し中などを一貫して補償します。
1証券で切れ目のない補償が可能です。

CONTENTS

動産総合保険の概要 …… 1
各契約方式の概要
商品在庫品包括契約 …… 3
特定動産契約 …… 5
現金・小切手契約 …… 7
展示契約 …… 8
保険金をお支払いできない主な場合 …… 9
ご注意事項 …… 10
保険用語のご説明 …… 11
お見積りの際に必要な主な情報 …… 12

商品在庫品包括契約

卸売業者、販売・小売業者などの流通過程にある商品・製品・在庫品を保険の対象として、保管中・運送中の事故を包括的に補償します。また、全ての流通過程を対象とする必要はなく、ご希望に応じて補償の範囲を限定することも可能です。



特定動産契約

個々の動産ごとに保険をつけるご契約方法です。
建設現場における建設機械や病院の医療用機械などの事業用の動産、カメラなどの生活用動産など、さまざまな動産を対象とします。
保管中だけでなく、使用中や運送中を含めて補償します。



現金・小切手契約

現金・小切手について火災や盗難、その他の偶然な事故による損害を補償します。
店舗や事務所内の保管中だけでなく、運送中を含めて補償します。



展示契約

展示会、見本市などへの出品物を対象とした契約で、会場への往復の運送中、会場での展示中の損害を包括的に補償します。
展示会ごとのご契約にすることも、1年間まとめてのご契約にすることも可能です。



各契約方式の概要

商品在庫品包括契約（商品在庫品包括契約特約Aをセット）

お支払いの対象となる物（保険の対象）

卸売業者、販売・小売業者などが所有、管理する商品、製品、在庫品等一式が対象となります。
（注）冷凍・冷蔵物は保険の対象に含まれません。

保険金をお支払いする場合

（保険金をお支払いできない主な場合は、9ページをご確認ください。）

偶然な事故によって保険の対象について損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
（約款で定めている「保険金を支払わない場合」に該当する事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。）

例



火災　商品の盗難　荷崩れで破損
運送中に車が衝突して商品が破損
トラックからの荷卸しの際に落として破損
漏水で商品が水濡れ

お支払いする主な保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額　1回の事故につき保険価額を限度とします（保険金額が保険価額と同額である場合または保険価額を超える場合）(注1)。 運送中は、1回の事故につき支払限度額を限度とします。 自己負担額（免責金額）を設定した場合　免責金額特約　：損害の額−自己負担額 （火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合または全損の場合は、自己負担額は適用されません。）
臨時費用保険金(注2)	損害保険金の30%　1回の事故につき300万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金(注2) 取りこわし費用、清掃費用および搬出費用	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
損害防止費用保険金 損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	保険金額(注3)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度として実費(注1)
水災保険金(注4)	損害の額　1回の事故につき保険金額(注3)の5%または100万円のいずれか低い額を限度とします。
修理付帯費用保険金(注2) 修理付帯費用保険金補償特約 損害の調査費用、点検費用、調整費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用など。ただし、居住部分に関わる費用を除きます。	火災、落雷、破裂・爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたって発生した左記費用のうち弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注3)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。 保険の対象が家財の場合、または主たる保管場所が居住部分もしくは営業用倉庫敷地内の場合を除き、全ての契約にこの特約が自動的にセットされています。

（注1）保険金額が保険価額より低い場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
（注2）他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。
（注3）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
（注4）水災によって生じた損害に対してお支払いします。地震または噴火による津波などの損害、運送中に生じた損害に対してはお支払いしません。水災による損害の場合、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、損害防止費用保険金、修理付帯費用保険金はお支払いしません。

保険金額と支払限度額

保険金額:保険の対象の価額（再仕入価額）をもとに設定します。
●販売業者などの場合は、仕入原価に販売経費を加えたものとなります。

保管中
保険の対象の保管場所を特定し、その保管場所ごとに保険金額を設定します。この保管場所ごとの保険金額が、1事故ごとにお支払いする保険金の限度額となります。
1年間に予想される最高在庫高を保険金額として設定することをお勧めします。

運送中
1事故ごとにお支払いする保険金の限度額を設定します。
（支払限度額）
1回の運送における最高運送高を支払限度額として設定することをお勧めします。
（一度に同じ目的地へ向かう運送を1回の運送とします。）

保険責任の始終

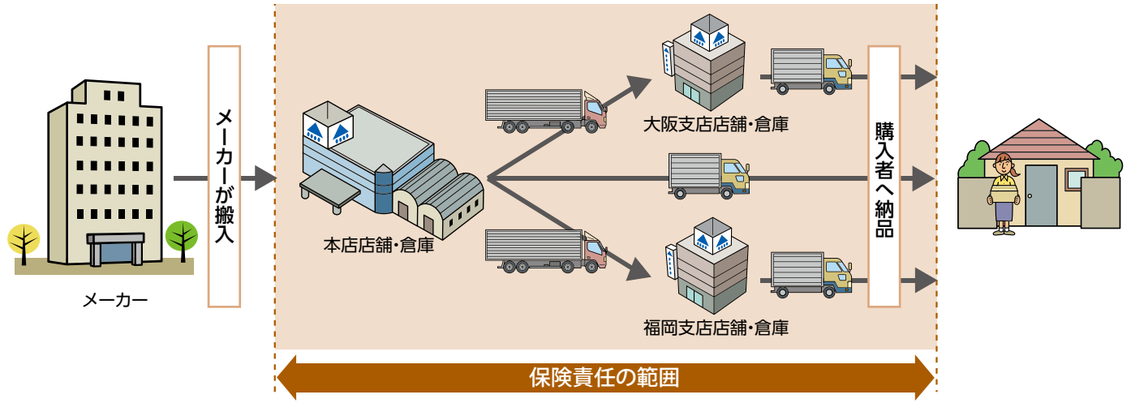
保険の対象を所有または管理した時から、取引先または顧客へ引渡しをするまでの保管中および運送中を包括して補償します。商取引の実態に応じて補償の範囲を決めます。（下記 例 の 保険責任の範囲 をご参照ください。）

保管中
保険の対象の保管場所として特定された保管場所での保管中を補償します。商品を委託している倉庫や店舗なども、保管場所として特定した場合は補償することができます。

運送中
通常の運送経路を運送している間で、運送用具への積込作業に着手した時から、仕向地保管場所での荷卸作業を終了した時までを補償します。
また、運送に付随する一時保管も含みます。

例　ご契約者が家電販売業で、本店・支店の店舗と倉庫での保管中および運送中を補償したい

保険責任の範囲　契約者の本店店舗・倉庫に搬入された時に始まり、支店店舗・倉庫等を経由して購入者に納品された時に終わる



＊保管中および運送中の補償に加え、展示会場での展示中や巡回販売中を補償の範囲に含める場合は、「汎用一商品在庫品包括契約」でのご契約となります。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

ご契約方法

非通知式　商品在庫品包括契約特約 A　をセット

毎月の各保管場所の在庫価額のご報告（通知）は必要ありませんので、ご契約手続が簡単です。
保管中の事故の際、ご契約いただいた各保管場所の保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。ご契約時の保険金額が実際の保険価額より低い場合、損害額の全額をお支払いできない場合があります。

各契約方式の概要

特定動産契約

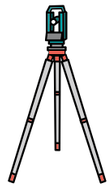
お支払いの対象となる物（保険の対象）

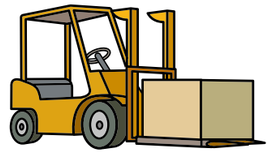
事業用の什器（じゅう）・備品、機械、器具や、個人所有のカメラなどを対象とします。
ご契約時に、個々の保険の対象ごとにメーカー名や型式、製造番号等で特定します。

例

- カメラ・ビデオカメラ
- 医療機器・歯科治療台
- 建設用車両（登録ナンバーのないもの）*

…など





*道路運送車両法の規定で登録された物、車両番号の指定または市区町村長の交付する標識のある物は保険の対象となりません。また、建設用車両や建設、土木用機械などの潤滑油、燃料等の運転用資材、消耗品または消耗材も保険の対象となりません。ご契約に制限のある物などがあります。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

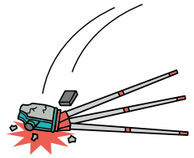
（保険金をお支払いできない主な場合は、9ページをご確認ください。）

偶然な事故によって保険の対象について損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
（約款で定めている「保険金を支払わない場合」に該当する事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。）


火災


盗難


運送中、
車両衝突事故で破損


使用中に誤って
倒し破損

お支払いする主な保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額　1回の事故につき保険価額を限度とします（保険金額が保険価額と同額である場合または保険価額を超える場合）(注1)。 自己負担額（免責金額）を設定した場合　免責金額特約　：損害の額−自己負担額 （火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合または全損の場合は、自己負担額は適用されません。）
臨時費用保険金(注2)	損害保険金の30%（火災、落雷、破裂・爆発の場合のみお支払いします。） 1回の事故につき300万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金(注2) 取りこわし費用、清掃費用および搬出費用	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
損害防止費用保険金 損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	保険金額(注3)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度として実費(注1)
修理付帯費用保険金(注2) 修理付帯費用保険金補償特約 損害の調査費用、点検費用、調整費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用など。 ただし、居住部分に関わる費用を除きます。	火災、落雷、破裂・爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたって発生した左記費用のうち弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注3)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。 保険の対象が家財の場合、または主たる保管場所が居住部分もしくは営業用倉庫敷地内の場合を除き、全ての契約にこの特約が自動的にセットされています。

（注1）保険金額が保険価額より低い場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
（注2）他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。
（注3）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

保険金額

保険金額：保険の対象の価額（時価額）をもとに設定します。
保険金額が実際の保険価額より低い場合は、損害額の全額をお支払いできない場合があります。

保険責任の始終

1年間の契約とします。『旅行期間中のみ』、または『工事期間中のみ』など、短期の契約とすることも可能です。この場合、ご契約の保険期間が補償期間となります。
また特定動産契約は、保険の対象を使用する地域を、特定してご契約いただきます。（全国一円、○○地域一円、○○美術館など）

特定動産契約にセットする主な特約

建設、土木機械を保険の対象とする契約にはご契約パターンにより下記特約がセットされます。

列挙危険の補償	オールリスクの補償（I）	オールリスクの補償（II）
保管中 火災、落雷、破裂・爆発、 保険の対象全体の盗難 運送中 火災、落雷、破裂・爆発、 保険の対象全体の盗難 運送用具の衝突、転覆などによる損害	電気的・機械的事故以外の偶然な事故 （保険金をお支払いできない場合があります。）	電気的・機械的事故を含む偶然な事故 （保険金をお支払いできない場合があります。）
建設機械特約A 協定保険価額特約 免責金額特約	建設、土木、荷役、農・鉱業用機械特約 協定保険価額特約 免責金額特約	建設、土木、荷役、農・鉱業用機械特約 協定保険価額特約 免責金額特約 電気的事故補償特約 機械的事故補償特約

その他、保険の対象やご契約内容によってセットする特約

- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類を保険の対象に含む場合…… 管球類単独損害補償対象外特約
- 市場価額、時価額の算出が一般的な方法では困難な物を保険の対象とする場合…… 協定保険価額特約
- 保険の対象の性質などにより、すり傷、よごれ、欠け傷などが頻繁に起こることが予想される物を保険の対象とする場合…… 擦損・汚損等補償対象外特約
- 自己負担額を設定する場合…… 免責金額特約

各契約方式の概要

現金・小切手契約（現金・小切手特約をセット）

お支払いの対象となる物（保険の対象）

帳簿等により保管高の確認が客観的にできる業務用の現金・小切手を対象とします。
下記の物は保険の対象とすることができません。
● 一時的に他人より受託している現金・小切手　● 個人所有のもの　…など

保険金をお支払いする場合

（保険金をお支払いできない主な場合は、9ページをご確認ください。）

偶然な事故によって保険の対象について損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
（約款で定めている「保険金を支払わない場合」に該当する事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。）

例


火災


夜間、事務所荒らしで盗難


銀行への運送中にひったくられた

お支払いする主な保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額（帳簿等で客観的に証明することのできる価額） 1回の事故につき保険金額を限度とします（保険金額が保険価額と同額である場合または保険価額を超える場合）(注1)。 営業時間外に金庫（手提金庫を除きます。）に収容されていなかった場合は、1回の事故につき100万円を限度とします。 運送中は、1回の事故につき支払限度額を限度とします。 自己負担額（免責金額）を設定した場合 免責金額特約：損害の額−自己負担額 （火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合または全損の場合は、自己負担額は適用されません。）
臨時費用保険金(注2)	損害保険金の30%（火災、落雷、破裂・爆発の場合のみお支払いします。） 1回の事故につき300万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金(注2) 取りこわし費用、清掃費用および搬出費用	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
損害防止費用保険金 損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	保険金額(注3)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度として実費(注1)
修理付帯費用保険金(注2) 修理付帯費用保険金補償特約 損害の調査費用、点検費用、調整費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用など。 ただし、居住部分に関わる費用を除きます。	火災、落雷、破裂・爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたって発生した左記費用のうち弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注3)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。 保険の対象が家財の場合、または主たる保管場所が居住部分もしくは営業用倉庫敷地内の場合を除き、全ての契約にこの特約が自動的にセットされています。

（注1）保険金額が保険価額より低い場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
（注2）他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。
（注3）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

保険金額と支払限度額

保管中
保険の対象の保管場所を特定し、その保管場所ごとに保険金額を設定します。この保管場所ごとの保険金額が、1事故ごとにお支払いする保険金の限度額となります。
1年間に予想される最高保管額を保険金額として設定することをお勧めします。
保険金額が、事故の際に保管場所に実在する現金・小切手の合計額（保険価額）を下回る場合は、損害額の全額をお支払いできない場合があります。

運送中
1事故ごとにお支払いする保険金の限度額を設定します。
（支払限度額）
1回の運送における最高運送高を支払限度額として設定することをお勧めします。
（一度に同じ目的地へ向かう運送を1回の運送とします。）

保険責任の始終

保険の対象の保管場所として特定された場所での保管中と、保管場所から銀行までなど通常の運送経路の運送中を補償します。運送中は、運送方法が、鉄道貴重品扱、自動車貴重品扱、航空貴重品扱、携行便、護送便、書留郵便の場合に補償します。

展示契約（展示契約特約AまたはBをセット）

お支払いの対象となる物（保険の対象）

展示会、展示即売会、見本市、ショールームなどへの出品物を対象とします。
● 呉服、反物　● 家具、木工品、家庭用電気製品　● 医療用機械・精密機器　…など

保険金をお支払いする場合

（保険金をお支払いできない主な場合は、9ページをご確認ください。）

偶然な事故によって保険の対象について損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
（約款で定めている「保険金を支払わない場合」に該当する事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。）

例


火災


夜間展示品が盗難


運送中に車が衝突して破損


展示中、来場者が破損

お支払いする主な保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	損害の額　1回の事故につき保険価額を限度とします（保険金額が保険価額と同額である場合または保険価額を超える場合）(注1)。 自己負担額（免責金額）を設定した場合 免責金額特約：損害の額−自己負担額 （火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合または全損の場合は、自己負担額は適用されません。）
臨時費用保険金(注2)	損害保険金の30%（火災、落雷、破裂・爆発の場合のみお支払いします。） 1回の事故につき300万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金(注2) 取りこわし費用、清掃費用および搬出費用	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。
損害防止費用保険金 損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	保険金額(注3)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度として実費(注1)
修理付帯費用保険金(注2) 修理付帯費用保険金補償特約 損害の調査費用、点検費用、調整費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用など。 ただし、居住部分に関わる費用を除きます。	火災、落雷、破裂・爆発の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象の復旧にあたって発生した左記費用のうち弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注3)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。 保険の対象が家財の場合、または主たる保管場所が居住部分もしくは営業用倉庫敷地内の場合を除き、全ての契約にこの特約が自動的にセットされています。

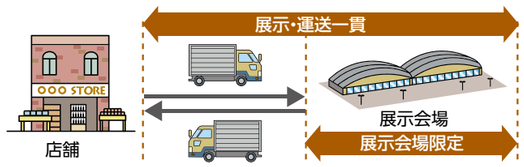
（注1）保険金額が保険価額より低い場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
（注2）他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。
（注3）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

保険金額と支払限度額

展示中
1展示ごとにご契約する場合：保険の対象の展示会場を特定し、展示される物の価額（時価額）を基準に保険金額を設定します。
1年間の複数の展示を包括してご契約する場合：予想される最高展示高を保険金額として設定します。展示会場ごとの保険金額が1事故ごとにお支払いする保険金の限度額となります。

運送中
1事故ごとにお支払いする保険金の限度額を設定します。
（支払限度額）
1回の運送における最高運送高を支払限度額として設定することをお勧めします。
（一度に同じ目的地へ向かう運送を1回の運送とします。）

保険責任の始終（補償の範囲を選択してご契約ください。）



●運送を含む場合：展示・運送一貫契約 展示契約特約A をセット
（車両への積込・荷卸作業を含みます。）
●展示会場のみの場合：展示会場限定契約 展示契約特約B をセット

〈ご契約方法〉1年間に行う全ての展示会を対象とする年間包括契約と展示会ごとにご契約いただく短期契約があります。

＊店舗保管中を補償の範囲に含める場合は、「汎用一商品在庫品包括契約」でのご契約となります。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては、他の特約で定めがないかぎり保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、損害防止費用保険金または修理付帯費用保険金)をお支払いできませんのでご注意ください。

共通(全ての契約に適用されます。)

1. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金をお支払いします。
2. 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
3. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
4. データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物に生じた損害
5. 保険の対象の欠陥によって生じた損害
6. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
7. 6.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
8. 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
9. 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの建物内部への吹込みまたは漏入。ただし、建物の外側の部分が事故によって破損した場合は保険金をお支払いします。
10. 保険の対象に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後(保険の対象に、加工作業を行う建物、場所に搬入・荷卸しした時以降)に生じた損害
11. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
12. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
13. 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金をお支払いします。
14. 保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合は保険金をお支払いします。
15. 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
16. 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
17. 保険の対象である楽器について生じた次に掲げる損害
(1) 弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は保険金をお支払いします。
(2) 音色または音質の変化
18. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
19. 水災によって生じた損害
20. 風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害。ただし、運送中に生じた保険の対象の損害については保険金をお支払いします。
21. 保険の対象の取扱いに従事する者の誤操作、取扱拙劣、過失に起因して生じた電気的または機械的事故

サイバーリスク補償対象外特約(保険の対象が生活用動産の場合を除き、全ての契約に適用されます。)

原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金をお支払いしません。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂もしくは爆発が生じた場合は、その火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象に生じた物的損害について保険金をお支払いします。

商品在庫品包括契約特約A

1. 検品・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
2. 万引きによって生じた損害
3. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人が、単独にまたは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

建設、土木、荷役、農・鉱業用機械特約

次のいずれかに掲げる物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合、または本体から取り外して保管している間に損害を受けた場合は保険金をお支払いします。
(1) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク、ドリル、バスケット、ショベル等の歯(刃)または爪に相当する部分、ケーシング、チューブ等の消耗品または消耗材
(2) 工具類
(3) ガラス部分または管球類

現金・小切手特約

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人、同居の親族または使用人が、単独にまたは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、恐喝、詐欺、背任その他の不正行為によって保険の対象に生じた損害
2. 勘定間違い、支払の過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
3. 保険事故が発生した小切手が、支払のため法に定められた支払呈示期間内に呈示され、支払人が支払を拒絶した場合におけるこの小切手にかかわる損害
4. 保険事故が発生した小切手が、支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止された場合におけるこの小切手にかかわる損害

展示・運送一貫契約(展示契約特約A)
展示会場限定契約(展示契約特約B)

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人が、単独にまたは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
2. 万引きによって生じた損害

ご注意事項

お申込みの際、ご注意いただきたいこと

1. 下記の物は動産総合保険の対象となりません。
   ●自動車、航空機または船舶
   ●主に海上輸送する物
   ●動物または植物
2. ご契約者または被保険者になられる方には損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち下記事項など、申込書の告知事項欄に記載の事項などにつきまして、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務があります。
   ●保険の対象、保管場所(所在地)
   ●保険の対象を収容する建物の構造および用法
   ●保険の対象の使用地域または移動経路
   ●ご契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約を含む)
   ●過去2年間の保険金受領・請求の有無　など
3. 上記の告知いただく事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をされますと、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。
4. 上記告知につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険証券は大切に保管してください。
   保険証券は、ご契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款およびセットされる特約をご確認のうえ、大切に保管してください。
2. ご契約後、下記に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。故意または重大な過失によりご通知がない場合、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
   ●保険証券記載の用途または主たる保管場所を変更した場合
   ●保険証券記載の主たる保管場所の構造を変更した場合
   ●保険の対象の使用地域または移動経路を変更した場合
   ●「申込書(*)」の記載事項のうち☆印を表示した項目の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
   (*)付属する明細書を含みます。

また、保険の対象の主たる保管場所が日本国外となったために損害発生の可能性が増し、この保険の引受範囲を超えることとなった場合または保険の対象の使用地域または移動経路がお引き受けできない国・地域となった場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

以下の場合も遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。
●保険証券記載の住所または通知先を変更した場合
●保険の対象を譲渡する(した)場合(*)
(*)保険の対象が譲渡されますと、弊社の承認を受けている場合を除きご契約は失効になります。
(詳細については「保険の約款」をご確認ください。)

保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、払込手段につきましては、口座振替などがありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

お支払いする保険金の額について

保険金額が実際の価額よりも少ない金額で火災などで損害が発生した場合は、お支払いする保険金が保険金額の実際の価額に対する割合により削減され、損害額の全額をお支払いできないことがあります。また、保険金額が実際の価額より多い場合であっても、お支払いする保険金は実際の価額や保険証券記載の支払限度額が上限になります。

保険金お支払い後の保険金額について

1回の事故につき、保険金額(*)の80%より多い額を損害保険金としてお支払いした場合、現金・小切手契約については、保険金額(*)の全額を損害保険金としてお支払いした場合、ご契約は、その保険金の支払いの原因となった損害の発生したときに終了します。保険の対象や保管場所(または展示会場)が複数ある場合は、それぞれごとに保険金額に対する損害保険金の割合を算出して適用します。
(*)保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

事故が起きた場合

1. 万一、事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な対応を行ってください。
2. 保険の対象が盗取された場合は、遅滞なく所管警察署に届けてください。
3. 保険の対象が小切手の場合は、遅滞なく警察署等に届け出て、事故に関する証明書を取り付けてください。また、事故が発生した小切手の振出人に対して事故発生の通知をし、支払委託の取消方を依頼してください。振出人が被保険者の場合は、支払人に事故が発生した小切手の支払の停止を依頼してください。

保険用語のご説明

	用 語	ご 説 明
か	解除	当会社の意思によって、ご契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	加工	保険の対象に作業を施してその精度を高めたり、その形状、色、用途あるいは性質などを変えることをいいます。 「加工」に該当する例：染色、漂白、裁断、刺繍、印刷、製本、塗装、機械等の製造組立　など 「加工」に該当しない例：クリーニング、自然乾燥、包装、梱包、据付、完成品の修理、運送のための解体・再組立　など
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力をその事実が発生した時以降失うことをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	同居	一戸建住宅においては同一の建物、集合住宅においては同一の戸室に居住することをいいます。単身赴任、就学などのためその建物またはその戸室と異なる建物または戸室に居住する場合は含みません。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風などをいい、洪水、高潮などを除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
	保険の対象の価額（時価額）	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。

お見積りの際に必要な主な情報

保険料のお見積りの際には、下記の情報を取扱代理店・扱者または弊社にお知らせください。

商品在庫品包括契約

- 保険の対象の種類　(商品の種類・品名・1梱包あたりの金額等)
- 保管場所の所在地　(下請け、委託先も含める場合は各所在地もお知らせください。)
- 各保管場所の建物の構造
- 各保管場所の最高在庫高と平均在庫高
- 運送経路(どこからどこまで)と運送方法(トラック便・鉄道便)
- 年間の合計運送金額
- 1回の運送における最高運送高　など

特定動産契約

- 保険の対象の名称、メーカー名、型式、製造年
- 保険の対象の使用目的、使用する場所(移動する範囲)、移動の方法(移動の際の保管方法)
- 保険の対象の金額(再調達価額・時価額)
- 保管場所の状況(建物内保管の場合は建物の構造、建物の機械警備の有無など)　など

現金・小切手契約

- 店舗の種類(飲食店・不動産事務所など)
- 保険の対象の最高保管高
- 保管場所の所在地(住所)、建物の構造、建物の警備の状況
- 保管状況(金庫内保管・金庫を管理する人員など)
- 年間運送高と1回の運送における最高運送高
- 運送の方法　など

展示契約

展示会ごとにご契約する場合

- 保険の対象とする展示品の種類・品名・価額
- 展示会場の所在地・建物の構造
- 展示会の日程(展示品の出発場所・搬出日、展示会場搬入日・搬出日、展示品の帰着場所・搬入日)
- 運送経路(どこからどこまで)と運送方法(トラック便・鉄道便)　など

1年間の展示会を包括してご契約する場合

- 保険の対象とする展示品の種類・1点あたりの平均単価
- 年間の展示回数・主な展示場所の所在地・建物の構造・1展示会あたりの最高展示金額
- 展示会の平均的な日程(運送日数・展示日数)
- 年間の合計運送高と1回の運送における最高運送高　など

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

1A2-833（B-200361）　20-09　30K（DG）